

少 甲 達 第 4 1 号
会 甲 達 第 1 9 号
捜 一 甲 達 第 1 1 5 号
平成 1 9 年 1 2 月 7 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

押収物の還付公告要領について（通達）

少年法（昭和23年法律第168号）の一部改正に伴い、触法少年に係る事件の押収物について還付公告の制度が導入されたが、その要領について下記のとおり定めるので、職員に周知のうえ遺漏のないように徹底されたい。

記

1 趣旨

少年法、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）の定めによる押収物の還付公告に関して必要な事項を定める。

2 対象

触法少年に係る事件の押収物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件で、還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によって、還付することができない物（以下「押収物等」という。）

3 還付公告の手續

(1) 実施者

警察本部長又は警察署長

(2) 方法

警察本部又は警察署の掲示場への掲示による。

(3) 公告日

当該還付公告の対象たる押収物等に係る事件処理終了後、速やかに実施することとする。

(4) 期間

公告の掲示を開始した日の翌日から起算して14日間とする。ただし、特に必要があるときは延長することができる。

(5) 公告事項

ア 少年法第6条の5第2項の規定により公告する旨

イ 警察本部又は警察署の名称

ウ 事件名及び押収番号

エ 品名及び数量

オ 公告の初日及び末日の年月日

カ 必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴

(6) 実施要領

ア 公告

還付公告は、当該公告の対象たる押収物等に係る事件の処理が終了後、速やかに押収物公示書（別記様式第1号）により行うこと。

イ 県への帰属

公告の末日の翌日から起算して6か月以内に還付の請求がないとき、当該押収物等は県に帰属することとなる。この場合、次に掲げる書類を速やかに作成し、捜査担当部門から会計担当部門へ引き継ぐ際は、担当者間において必ず帰属した押収物を直接確認すること。

(ア) 現金の場合

県帰属現金送付書（別記様式第2号）及び保管現金県帰属調書（別記様式第3号）

(イ) 現金以外の場合

県帰属物品送付書（別記様式第4号）及び保管物品県帰属調書（別記様式第5号）

ウ 帰属した押収物等の処分

会計担当部門においては、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）に基づき処分し、その顛末を明らかにする書面の写しを当該捜査担当部門に送付することとする。

4 処理経過の明確化

担当者は、還付公告、県への帰属（担当課間の引継ぎ）、帰属後の処分等の経過について明らかにするため、証拠物件管理簿又は証拠物件保存簿の備考欄にその旨記載するとともに、関係書類を添付しておくこと。

5 関係部門の連携

関係部門は、公告の実施、公告満期日の連絡、押収物等の引継ぎ等をはじめとする業務について、緊密な連携のもとに実施すること。

（企画指導係 3071）

別記様式第1号

押 収 物 公 示 書

下記の物件を保管していますので、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項の規定により公告します。

年 月 日

長 印

所属の名称	
事 件 名	
押 収 番 号	
押収年月日	年 月 日
押収の場所	
品名及び数量	
押収物の特徴	
公告の初日	年 月 日
公告の末日	年 月 日
公告の延長	年 月 日まで

別記様式第2号

県 帰 属 現 金 送 付 書
(押 収 物 引 継 書)

年 月 日

(主務課長)
警務部会計課長

殿

(麻長)
警察署長

石川県警察本部長

警察署長

保管満期となった県帰属押収物(現金)は別紙帰属調書のとおりであるから通知します。

金 円也

別記様式第3号

保 管 現 金 県 帰 属 調 書

年 月 日

(所属名)

起 算 日 (公 告 日)	年 月 日
県帰属年月日	年 月 日
帰 属 理 由	
金 額	円 (内訳)
備 考	

別記様式第4号

県 帰 属 物 品 送 付 書
(押 収 物 引 継 書)

年 月 日

(主務課長)
警務部会計課長

殿

(麻長)
警察署長

石川県警察本部長

警察署長

保管満期となった県帰属押収物(物品)は別紙帰属調書のとおりであるから現品を添えて送付します。

受 領 書

上記の物品を受領しました。

年 月 日

石川県警察本部長
警察署長 殿

(主務課長)
警務部会計課長

(麻長)
警察署長

